

鞍手町中小企業振興基本条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、中小企業が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関して基本理念を定め、町の責務、中小企業及び経済団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域経済の持続的発展の実現と町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 経済団体等 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会及び政府金融機関並びに町内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他金融機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

(1) 中小企業の自主的な努力と創意工夫を尊重すること。

(2) 経済的社会的環境の変化への円滑な適応を図り、地域特性に応じた総合的な振興施策を講ずること。

(3) 町民、中小企業、経済団体等及び町が連携して取り組むこと。

(4) 経営資源の確保が特に困難な小規模企業者の事情を踏まえ、その経営の規模及び形態に応じた振興施策を講ずること。

（基本方針）

第4条 前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針として、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を策定し、計画的に実施するものとする。

(1) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。

(2) 中小企業の人材育成・確保及び雇用の創出を図ること。

(3) 事業承継の円滑な推進を図ること。

(4) 新事業の創出及び創業支援等、新たな事業活動の推進を図ること。

(5) 中小企業、町及び経済団体等の連携の強化を図ること。

(6) 中小企業に関する情報の収集、共有及び発信の強化を図ること。

(町の責務)

第5条 町は、中小企業振興施策を実施するときは、中小企業の実態を的確に把握するとともに、中小企業の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

2 町は、前項に規定する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努め、予算の範囲内において中小企業に対する適切な支援を行うものとする。

3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業の役割と努力)

第6条 中小企業は、事業の持続的発展を図るため、経済的社会的環境変化に応じて自らの経営基盤の改善・強化、経営革新等に努めるものとする。

2 中小企業は、商工会への加入に努めるものとする。

3 中小企業は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業は、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(経済団体等の役割)

第7条 経済団体等は、第3条に規定する基本理念に基づき、中小企業の自主的な努力を促し、かつ、創意工夫の取組を支援するものとする。

2 経済団体等は、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業振興施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第8条 町民は、中小企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等の町民の生活向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第9条 町は、中小企業振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業活性化計画（以下「活性化計画」という。）を定めるものとする。

2 町は、活性化計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業及び経済団体等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、中小企業をめぐる情勢の変化を勘案し、中小企業振興施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに活性化計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 第2項の規定は、活性化計画の変更について準用する。

(審議会の設置)

第10条 この条例の目的の達成及び中小企業振興施策に広く意見を反映させるため、

町長の諮問機関として鞍手町中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、具体的な中小企業の振興施策について審議し、その実現に取り組むものとする。
- 3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
（委任）

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（鞍手町附属機関設置条例の一部改正）
- 2 鞍手町附属機関設置条例（平成 15 年鞍手町条例第 1 号）別表（第 1 条関係）町長の部鞍手町小規模企業等振興審議会の項を削る。